様式第6号（第10条関係）

記入例　（個人の場合）

　令和　●　年　●　月　●　日

◆修正液や修正テープは使用しないでください。

◆間違えたときは、二重線で消して正しい文字を記入してください。

　福島市保健所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 整理番号：

※届出者による記載は不要です。

営業届

公開に同意しない

場合はチェックする。

食品衛生法第57条第1項の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄　□）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出者情報 | 郵便番号：９６０－●●●● | 電話番号：●●●－●●●●―●●●● | FAX番号：●●●－●●●●―●●●● |
| 電子メールアドレス：●●●＠●●●. ●● | 法人番号： |
| 住所　※法人にあっては、所在地　福島市森合町○○○○○ |
| （ふりがな）　ふくしま　たろう | （生年月日） |
| 届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名届出者福島　太郎 | 平成（昭和）●●年　●月●●日生 |
| 営業施設情報　 | 郵便番号：９６０－●●●● | 電話番号：０２４－●●●●―●●●● | FAX番号：０２４－●●●●―●●●● |
| 電子メールアドレス：●●●＠●●●. ●●　福島市〇〇（イベント会場の住所）◆食品衛生責任者に該当する資格に○をする。「調」：調理師「製」：製菓衛生師「栄」：栄養士　　　　など◆養成講習会を受講した場合は、受講した講習会の名称と受講年月日を記載する。 |
| 施設の所在地　　　 |
| （ふりがな）　　　　　　　　ももりんしょうてん　ももりん商店 |
| 施設の名称、屋号又は商号 |
| （ふりがな）　ふくしま　じろう | 資格の種類 | 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 |
| 食品衛生責任者の氏名　※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。　　福島　次郎 | 受講した講習会 | 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）福島市養成講習会講習会名称　　　　　　　　　令和●年 ●月●●日 |
| 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 | 自由記載 | 　 |
| 　焼きとり、たこやき主に調理・販売する食品を記載する。 |
| 自動販売機の型番 | 業態 |
| 　※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 | 　　 |
| HACCPの取組 | ✔□　HACCPに基づく衛生管理　　　　　　□　HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 |
| 業種に応じた情報 | 指定成分等含有食品を取り扱う施設 | □ |
| 輸出食品取扱施設　　※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 | □ |
| 営業届出 | 営業の形態 | 備考 |
| 1 | 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの次のページを参考に代表的な営業の形態を記載する。販売のみの場合は、該当する販売業名を記載する。 | 　**イベント日時：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇日間）** |
| 2 |  | 　**イベント名称：〇〇祭り** |
| 3 |  | 　 |
| 担当者 | （ふりがな）　　　ふくしま　さぶろう届出内容に関する担当者と電話番号を記載する。 | 電話番号 |
| 担当者氏名　　　福島　三郎 | 　090－●●●●－●●●● |

営業の形態（届出業種）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法改正前に許可業種だった営業 | １ | 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売） |
| ２ | 食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売） |
| ３ | 乳類販売業 |
| ４ | 氷雪販売業 |
| ５ | コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置） |
| 販売業 | ６ | 弁当販売業 |
| ７ | 野菜果物販売業 |
| ８ | 米穀類販売業 |
| ９ | 通信販売・訪問販売による販売業 |
| 10 | コンビニエンスストア |
| 11 | 百貨店、総合スーパー |
| 12 | 自動販売機による販売業（５コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。） |
| 13 | その他の食料・飲料販売業 |
| 製造・加工業 | 14 | 添加物製造・加工業（法第13 条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。） |
| 15 | いわゆる健康食品の製造・加工業 |
| 16 | コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。） |
| 17 | 農産保存食料品製造・加工業 |
| 18 | 調味料製造・加工業 |
| 19 | 糖類製造・加工業 |
| 20 | 精穀・製粉業 |
| 21 | 製茶業 |
| 22 | 海藻製造・加工業 |
| 23 | 卵選別包装業 |
| 24 | その他の食料品製造・加工業 |
| 上記以外 | 25 | 行商 |
| 26 | 集団給食施設 |
| 27 | 器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。） |
| 28 | 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの |
| 29 | その他 |